

平成 30 年改正建築基準法に関する説明会（第 3 弾）（設計者向け） 開催のご案内（案）

主催：一般財団法人日本建築防災協会

最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建築ストックの活用、木造建築物の整備の推進の 3 点を改正の柱とする「建築基準法の一部を改正する法律」が、平成 30 年 6 月 27 日に公布されました。

この度、今回の法改正の内容全般に加えて、公布後 1 年以内に施行する改正内容に関連する政省令・告示の概要の更なる周知を行うため、「平成 30 年改正建築基準法に関する説明会（第 3 弾）」を以下のとおり開催することといたしました。

国土交通省担当官から直接解説をいただきます。

設計事務所等の設計者、建築基準法に関わる業務に携わる方々におかれましては、是非参加されることをお奨めいたします。

なお、特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、指定性能評価機関、指定認定機関及び地方整備局の職員を対象とした審査者向け説明会は、本説明会の同日午前中に同会場で開催されます。

「建築士会 CPD」（（公社）日本建築士会連合会）に参加されている建築士の方には、自動的に建築 CPD 情報提供制度認定講座（3 単位予定）の単位が付与されますので、お申し込みの際に、氏名・フリガナ、建築士登録番号を正確に記入してください。また、（一社）日本建築構造技術者協会の J S C A 建築構造士登録更新のための評価点対象講習会（予定）です。JSCA の HP (<http://www.jsca.or.jp/>) の会員ページ内お知らせを参照して下さい。

「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）」の概要

国土交通省

【平成30年6月27日公布】

背景・必要性

① 建築物・市街地の安全性の確保

- 糸魚川市大規模火災（H28.12）や埼玉県三芳町倉庫火災（H29.2）などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題

② 既存建築ストックの活用

- 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要
- 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題

【既存建築ストックの活用イメージ】



改修前（空き家） 改修後（グループホーム、飲食店、宿泊施設等）

③ 木造建築を巡る多様なニーズへの対応

- 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要

【木材活用ニーズへの対応】



法律の概要

建築物・市街地の安全性の確保

【1年以内施行】

維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。

- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大（大規模倉庫等を想定）。
- 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
- 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。

戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化

【1年以内施行】

空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。

- 戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることが前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
- 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し（不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し）。

大規模な建築物等に係る制限の合理化

【1年以内施行】

既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。

- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
- 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。

木造建築物等に係る制限の合理化

【1年以内施行】

中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。

- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し（高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上）。
- 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
- 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

<その他>

【①、②は平成30年9月25日施行。③は1年以内施行／平成30年9月25日施行】

- ① 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
- ② 興行場等の仮設建築物の存続期間（現行1年）の延長等
- ③ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化

※施行日：【平成30年9月25日施行】又は【1年以内施行】（公布の日から1年以内）

1 開催地・期日（2019年）・会場・募集人数

開催地	期日（2019年）	会場	募集人数
東京	6月10日（月）	昭和女子大学 人見記念講堂 東京都世田谷区太子堂 1-7-57	2,000名
大阪	6月11日（火）	グランキューブ大阪（大阪府立国際会議場） 大阪府大阪市北区中之島 5-3-51	1,000名
札幌	6月12日（水）	北海道自治労会館 北海道札幌市北区北6条西 7-5-3	360名
名古屋	6月12日（水）	名古屋サンスカイルーム 愛知県名古屋市中区錦 1-18-22	360名
高松	6月13日（木）	高松商工会議所 香川県高松市番町 2-2-2	300名
福岡	6月13日（木）	福岡県自治会館 福岡県福岡市博多区千代 4-1-27	300名
広島	6月14日（金）	広島国際会議場 広島県広島市中区中島町 1-5	250名
新潟	6月17日（月）	朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンター 新潟県新潟市中央区万代島 6-1	200名
那覇	6月17日（月）	沖縄県青年会館 沖縄県那覇市久米 2-15-23	180名
仙台	6月18日（火）	仙台国際センター 宮城県仙台市青葉区青葉山無番地	300名

※午後開催（14：00～17：00 受付は13：00より）

2 協力・後援

協力：一般財団法人建築行政情報センター

後援（予定）：

国土交通省、一般社団法人日本建築学会、公益社団法人日本建築士会連合会、
一般社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、
一般社団法人日本建築構造技術者協会、一般社団法人日本建設業連合会、
一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人ロングライフビル推進協会、
開催地都道府県建築士会・建築士事務所協会・建設業協会・建築防災関係地域法人

3 プログラム

時間	内容	講師等
13:00～14:00	受付	
14:00～17:00	改正建築基準法及び関係政省令等に関する解説	国土交通省担当官

4 参加費（テキスト代含む） 10,000円（税込）

5 テキスト

「説明会テキスト 平成30年改正建築基準法・同施行令等の解説」

発行：株式会社ぎょうせい

編集：建築基準法研究会

編集協力：一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）、一般財団法人日本建築防災協会
（テキスト代 4,000円（税込）は、参加費に含みます。）

※説明会テキストのみの販売は行いませんが、全説明会終了後に、残部を販売ができる場合がございます。

販売の有無等については、6月19日以降本協会ホームページ（<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>）にてご案内いたします。

6 申込方法・申込締切日

インターネットでお申し込みください。

- (1) 申込方法 本協会ホームページ（検定・講習）から基本情報の入力後、会場・講習日、支払方法の選択をしてお申し込みください。（次頁の「申込方法」参照）

※インターネット接続環境に無い方は、本協会企画部（TEL 03-5512-6451）までお問合せください。

- (2) 申込締切日 6月3日（月）

ただし、締め切り期日前でも募集人数に達した場合締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。

申込方法

本協会ホームページ（検定・講習 <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/workshop/>）へアクセスしてください。

申込み手順について

① 本説明会の選択

本協会ホームページの講習・検定画面より、本説明会を選択し、個人情報保護に同意いただきお申込みください。

講習・検定申し込み ⇒ **改正建築基準法説明会** を選択

② 基本情報の登録

氏名、生年月日等の基本情報を入力してください。

- ・メールアドレスは、受講票送付時に利用しますので、受取可能なパソコンのアドレスをご記入ください。

※携帯電話のアドレス不可

③ 会場・講習日の選択

- ・会場の選択をしてください。
- ・ご入金金額の確認をしてください。

④ 支払方法の選択

参加費についての支払方法を選択してください。
支払方法は、コンビニエンスストアでの支払いまたは、ペイジーを利用する支払いになります。

※振込手数料は不要です。

⑤ 申込内容の確認

表示された申込内容を確認の上、**上記内容で申込み**を押してください。

⑥ 参加費の支払

④で選択した支払方法にてお支払いください。

※⑤の「上記内容で申込み」を押した方には、支払手続き案内について「system@p01.mul-pay.com」のアドレスよりメールが届きます。

※「上記内容で申込み」を押した後、講習申込システム受講申込データ入力完了のお知らせメールが届きます。

入金を確認されませんと、説明会申込は完了となりません。なるべくお早目にお支払いください。

※受講審査完了後、「kadmin@kenbokyo.jp」のアドレスより開催日の1週間前までに「受講票」を送付いたします。

※迷惑メール対策等を行っている場合には、上記アドレスからのメール受信が可能な設定に変更してください。

（ご注意）

※Web 接続環境に無い方は、本協会 企画部（TEL03-5512-6451）まで電話にてお問合せください。

